

メディアリレーション業務 公募型プロポーザル実施要領

1 趣旨

この要領は、当該業務の受託者を決めるために実施する公募型プロポーザルについて、必要な事項を定めるものである。

2 業務概要

- (1)業務名称 メディアリレーション業務
- (2)業務内容 別紙1「メディアリレーション業務委託仕様書(以下「仕様書」という。)」のとおり
- (3)履行場所 静岡市及び首都圏
- (4)履行期間 契約締結日から令和8年3月31日まで

3 見積限度額

見積限度額:11,000,000円(税込)

なお、見積限度額を超えた見積価格の提案は無効とする。

4 参加資格

次に掲げる要件を全て満たしていること。

- (1)地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2)会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者(更生手続開始の決定を受けている者を除く。)又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者(再生手続開始の決定を受けている者を除く。)でないこと。
- (3)消費税及び地方消費税並びに静岡市税の滞納がないこと。
- (4)暴力団員等(静岡市暴力団排除条例(平成25年静岡市条例第11号)第2条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。)、暴力団員(同条第2号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)の配偶者(暴力団員と生計を一にする配偶者で、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)及び暴力団員等と密接な関係を有するものでないこと。
- (5)この事業の公募開始日から委託候補者決定の日までの間のいずれの日において、静岡市入札参加停止等措置要綱(平成31年4月1日施行)による入札参加停止措置の期間中の者でないこと。

5 選定スケジュール

(1)公募開始

日 時:令和7年4月10日(木)

(2)質問書受付期限

質問事項があれば、質問書(様式任意)を作成し、令和7年4月17日(木)までに観光交流文化局観光政策課宛て電子メールにて送付すること。

【提出先】kankou@city.shizuoka.lg.jp

(3)質問書回答

質問書の提出があった場合は、令和7年4月24日(木)までに質問者に電子メールにて回答するとともに、市ホームページ上に公開する。

(4)書類提出期限

令和7年5月9日(金)12:00までに観光交流文化局観光政策課へ提出すること。

(5)書類審査期間

令和7年5月12日(月)～令和7年5月16日(金)

(6)プレゼンテーション審査

令和7年5月19日(月)

(7)審査結果通知

令和7年5月29日(木)

6 企画提案書の作成及び提出

企画提案書は、別紙2「企画提案書等作成要領」に沿って作成及び提出すること。

7 選定、審査及び評価について

(1)選定及び評価の方法

評価に当たっては、企画提案書及び企画提案書等作成要領で要求する様式等に係るプレゼンテーションの内容を、別紙3「メディアリレーション業務委託プロポーザル評価項目及び審査基準」に基づき、メディアリレーション業務プロポーザル審査会により総合的な評価を公平かつ厳正に行う。

委託候補者の選定については、審査委員が評価した点数を平均したものを「得点」とし、得点が高い事業者を選定する。最高得点と同点の事業者が複数いる場合は、評価基準において、「1 提案に対する評価」、「3 業務の知識・実績に対する評価」、「2 業務の実施体制等に対する評価」の順に、各項目における得点の高い者を選定する。

なお、各事業者の得点において100点のうち6割の60点を基準点とし、基準点に達していない事業者は順位に関わらず候補者として選定しないこととする。

(2)審査及び評価の概要

①書類審査

企画提案書、企画提案書等作成要領で要求する様式の審査及び評価を行う。

②プレゼンテーション審査

企画提案書及び企画提案書等作成要領で要求する様式等に基づいたプレゼンテーションを行い、書類審査の評価を確定する。

(ア)持ち時間は1事業者当たり20分程度(説明15分、質疑応答5分)とする。

なお、1事業者当たり3名までの参加とする。

(イ)プレゼンテーションに当たっては、提出した企画提案書及び企画提案書作成要領で要求する様式に基づき説明を行うこと。

(ウ)事業者の責任者が主に説明を行うこと。

(エ)企画提案書や企画提案書等作成要領で要求する様式と異なるプレゼンテーション用の書類提出は認めない。

(3)審査結果の通知及び公表

審査結果は、企画提案書を提出した全事業者に対して電子メールで結果のみ通知するとともに、静岡市公式ウェブサイトへの掲載により委託候補者のみ公表する。

8 無効・失格

(1)提出期限に遅れた企画提案は無効とする。

- (2)他の企画提案者の企画提案参加を妨害する行為、又は企画提案事務担当者の職務執行を妨害する行為を行った者の企画提案や正常な競争を妨げる目的をもって談合したことが認められる企画提案は失格とする。
- (3)提出された企画提案書等に虚偽又は不正の記載が判明した場合は失格とする。
- (4)記名、又は署名のない企画提案は無効とする。
- (5)費用見積額について市があらかじめ設定した提案限度額を超えた企画提案は無効とする。
- (6)金額が不明な企画提案は無効とする。
- (7)その他企画提案に関する条件に適合しない企画提案は無効とする。
- (8)委託候補者が選定後、契約締結前に虚偽の提案や記述を行ったことが判明した場合は、当該事業者を失格とする。
- (9)申し込みから締結日までの間において、静岡市入札参加停止等措置要綱(平成 31 年4月1日施行)による入札参加停止措置の期間中の者であったことが判明した場合は、当該事業者を失格とする。

9 注意事項

- (1)本提案に係る諸費用は、全て参加事業者の負担とする。
- (2)本提案の参加申し込みが受理された後に、参加要件を満たしていないことが判明した場合は、提案等の審査は一切実施しない。
- (3)やむを得ず参加を辞退することになった場合は、速やかに書面(様式は任意)により観光交流文化局観光政策課宛てに提出し、市から提供された資料全てを遅滞なく返還すること。
- (4)企画提案者から提出された企画提案書等の書類は、一切返却しない。
- (5)提出後の企画提案書の修正又は変更は認めない。
- (6)提出された企画提案書は、必要に応じて複製する場合がある。
- (7)市が必要と認める場合には追加資料の提出を求めることがある。
- (8)市が提供する資料は、提案に関わる検討以外の目的で使用することを禁止する。また、この検討の目的の範囲内であっても、市の承諾を得ることなく第三者に対してこれを使用させ、又は内容を提示することを禁止する。
- (9)提出された企画提案書は提出者に無断で評価以外の用途には使用しない。ただし、市は委託候補者に選定された参加者の企画提案書について、静岡市情報公開条例の規定による請求に基づき、第三者に開示することができるものとする。ただし、事業を営む上で、競争上又は事業運営上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報は非開示となる場合がある。
- (10)本要領に定めのない事項及び本要領に疑義が生じた場合は協議により定める。

10 問い合わせ先

静岡市観光交流文化局観光政策課 総合戦略係
電話 054-221-1219
メール kankou@city.shizuoka.lg.jp